

生少女甲達第19号
生企甲達第39号
刑企甲達第39号
交企甲達第26号
警公甲達第19号
令和4年8月1日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

少年事件の捜査管理の徹底について

少年事件の捜査管理については、組織的な捜査管理の更なる徹底について（通達）（平成28年警察庁丙刑企第58号）を踏まえつつ、少年事件の捜査管理の徹底について（平成29年生少女甲達第7号。以下「旧通達」という。）に基づき、徹底を図っているところである。

少年事件の捜査において、不適切な捜査管理による長期未処理や捜査書類の紛失、隠匿等不適正な行為が発生すれば、捜査を遂げることができなくなるだけでなく、被害の回復や被疑少年の立ち直りに重大な支障を来すこととなる。各所属にあつては、下記の点に留意し、引き続き少年事件の捜査管理の徹底に努められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

1 迅速な捜査

犯罪の被害者は、事件の当事者として事件手続や捜査の進展状況に強い関心を持っており、とりわけ、事件の終結によって不安の解消、自身の被害回復及び被疑者の処分が早期に行われることを強く望んでいる場合が多い。一方、被疑少年においても、その更生を期するためには、非行の内容や少年の特性に応じた措置を速やかに執ることが必要である。

少年事件の捜査が著しく遅延することは、それだけ被害の回復を妨げるだけでなく、被疑少年の立ち直りを阻害することにもなりかねない。また、遅延のため年齢超過となり、20歳以上の者に係る事件として取り扱うに至れば、被疑少年が家庭裁判所の審判を受ける機会を失うこととなる。

よって、少年事件捜査を担当する者は、事件を迅速に捜査し、また、福井県警察の少年警察活動に関する訓令（平成20年福井県警察本部訓令第16号）に規定された少年事件選別主任者及び少年事件選別補助者（以下「少年事件選別主任者等」という。）の少年事件捜査担当幹部は、捜査の進捗管理を適切に行うこと。

2 捜査情報総合管理システム等を活用した確実な管理

(1) 捜査の進捗状況等の定期的な確認及び必要な指導

少年事件選別主任者等は、警察署で取り扱っている少年事件について、捜査情報総合管理システム（以下「管理システム」という。）を活用して捜査の進捗状況等を月1回以上点検し、必要に応じて適切な指導・助言を行うなどして迅速的確な捜査を図ること。

(2) 少年事件の管理システムへの入力

少年担当課（係）は、認知した少年事件を管理システムに確実に入力すること。

(3) 少年事件選別主任者等への報告・連絡の徹底

少年の特性を十分に踏まえた捜査・調査が行われるよう、福井県警察の少年警察活動に関する訓令等により、警察署長等は、措置の選別及び処遇意見の決定、少年又は重要な参考人の呼出し、令状の請求、事件の送致等を行う際は、少年事件選別主任者等の意見を聴くものとされている。

したがって、少年事件捜査を担当する者は、事件の被疑者が少年であると判明した時点で速やかに少年事件選別主任者等に報告を行うとともに、少年事件選別主任者等が捜査の各段階において警察署長等に対して適切な意見を述べることができるよう、当該事件の概要や捜査の進捗等について、適時かつ的確な報告・連絡を徹底すること。

また、少年事件選別主任者等は、これらを確実に把握して少年事件の管理を徹底すること。

(4) 警察署における他課からの少年事件選別主任者等への報告要領

ア 警察署の地域課の報告要領

少年事件を受理した地域警察官は、事件管理事務取扱要領（平成27年刑企甲達第33号別添）に定めるとおり、事件受理票により事案の概要を警察署の地域課長又は係長（以下「地域幹部」という。）に報告すること。

また、地域幹部は、事件受理票により、少年事件選別主任者等に報告するとともに、被害届等の捜査関係書類を点検し、確認の上、少年担当課（係）に引き継ぐこと。

イ 刑事担当課（係）の報告要領

事件受理時において、被疑者が不明であり、その後の捜査により被疑者が少年であることが判明した場合で、刑事担当課（係）において引き続き捜査する場合には、当該少年事件を速やかに少年事件選別主任者等に報告すること。この場合、刑事担当課（刑事生活安全課を除く。）の担当者は、少年被疑者等の呼出し、強制措置及びその解除、事件送致等の予定について、その都度、少年事件選別主任者等に報告すること。ただし、少年担当課（係）において捜査することが適当と認められる少年事件については、捜査関係書類とともに少年担当課（係）に引き継ぐこと。

(5) 管理システムへの入力漏れ防止上の措置

ア 少年事件受理担当者は、警察署の地域課及び刑事担当課（係）から引継ぎを受けた少年事件を速やかに管理システムに入力し、犯罪事件受理簿に登載するとともに、捜査関係書類及び証拠品を受領すること。

イ 少年事件受理担当者は、事件の捜査関係書類と管理システムへの入力状況との突き合わせを行うことにより、入力漏れの有無を点検すること。

3 捜査関係書類の管理の徹底

捜査関係書類については、組織的に管理し、その所在を明らかにして紛失等の防止に努めているところであるが、特に、事件引継ぎ後に書類の訂正、補充等のために捜査関係書類を返却する場合や書類を授受する場合についても、捜査資料の管理の徹底について（令和2年刑企甲達第29号）に基づき管理を徹底すること。

4 教養の徹底

少年事件捜査担当幹部は、少年事件を担当することになった者に対して基本を含めた重点的な教養を実施すること。

また、地域部門、刑事部門等他部門において捜査を担当する者に対しても同様に教養を実施すること。

5 指導の強化

各警察署の少年事件捜査担当幹部は、署員からの報告に基づいて事件の捜査状況及び管理状況を踏まえつつ指導すること。